

平成31年4月8日

各高等学校 顧問 殿

山形県高等学校体育連盟バレーボール専門部長  
＜公印省略＞

平成31年度日本バレーボール協会個人登録料について（お願い）

日頃より、本専門部の事業に対しご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、標記について、別添により一般社団法人山形県バレーボール協会より、平成30年度代議委員会の議決内容についての通知がありました。（高体連専門部も参会）

つきましては、ご理解を賜りお手続きくださいますようお願い申し上げます。

連絡が遅くなりましたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、チーム登録については各地区協会にお問い合わせ願います。

平成31年4月1日

山形県各高等学校バレーボール部顧問 殿

山形県バレーボール協会  
会長 菅原和敏  
<公印省略>

平成31年度日本バレーボール協会個人登録料について

本県バレーボールの振興につきましては、日頃からご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、これまで本協会は協会所属の役員の方々に「振興協力金」という形で財政的にご支援いただき運営をしてまいりました。しかしながら、本協会の目的事業を安定的かつ継続的に実施すること。及び、財政基盤の確立を図り協会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として各関係連盟と見直しに向けての協議を進めてまいりました。

内容につきましては「振興協力金制度」を廃止し、会員の皆様に「会費」としてMRSでの個人登録時に納入いただく方式といたしました。

規定改正後は関係連盟等への助成・支援や強化・育成の事業を展開できるような予算を計上してまいりたいと考えております。

つきましては、ご理解を賜り手続きくださいますようお願い申し上げます。

(平成31年2月15日 山形県バレーボール協会代議委員会にて議決)

記

個人登録料 (MRS)

旧 1,200円

(公財) 日本協会  
720円

全国高体連専門部  
240円

山形県協会  
240円

(全額県高体連専門部へ還付)

新 2,200円 (平成31年度個人登録料)

(公財) 日本協会  
720円

全国高体連専門部  
240円

山形県協会  
1,240円

(内1,000円は県協会 会費)

(内240円は県高体連専門部へ還付)

改正後の(一社)山形県バレーボール協会定款(一部抜粋)

会費に関する規定

(入会金及び会費)

第2条 協会の会員になるものは、第3条に定める会費を協会所定の方法により納入しなければならない。

2 協会の会費は1事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)単位とする。

第3条 会費は次による。

会費 1,000円

ただし、当分の間 山形県中学校体育連盟バレーボール専門部 500円

山形県小学生バレーボール連盟 300円 とする。

2 年度の途中で入会した場合の会費についても同額とする。